

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成18年4月1日基本規程第15号）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）及び本件調達（賃貸借）契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 竹之下 誠一

## 2 入札に付する事項

- （1）借入物品の名称及び数量 助産師養成施設端末機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
- （2）借入物品の仕様等 別紙仕様書のとおり
- （3）借入期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（60か月間）
- （4）納入場所 公立大学法人福島県立医科大学 8号館WEST  
(福島県福島市光が丘1番地)

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

なお、福島県の定める「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」（平成31年4月1日制定）第2条第1項の規定に基づく参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けとなることは認められない。応札製品について該当が無いことを確認すること。

※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

## 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- （1）入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次のアからオまでに掲げる書類等を3部（証明書は1部で可）添付し、令和4年10月25日(火)午後5時までに下記5の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 会社概要（任意様式）

イ 公告に示した納入期限内に、物品を必ず納入できることを明らかにした元売りの証明書（参考様式1その1）。製造業者自ら参加する場合は納品確約書（参考様

式1その2)。

ウ 納入物品の仕様書（参考様式2）

- (ア) 納入物品の内容が網羅されているものであること。
- (イ) 納入物品の外観及び基本構造がわかる図面等が添付されていること。
- (ウ) 納入物品のメーカー名及び規格等が明示されていること。
- (エ) 納入物品のカタログ又は写真等が添付されていること。

エ 納入実績書（参考様式3）

当該調達物品又はこれと同等の物品について、生産し、販売し、又は貸与した過去2年間における実績（民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）を記載すること。

オ 保守体制等を示す書面（任意様式）

借入期間中における当該調達物品の保守、修理、部品供給等の体制を明らかにした書面を添付すること。

※ 以上の各調書（証明書を除く）は、申請者の実印により証明を行うこと。

(2) 留意事項

入札に参加を希望する者が提出した資格確認申請書に添付する納入仕様書等は、福島県立医科大学担当者において入札説明書に示す仕様書等に照らして技術審査するものとし、性能等を満たしている納入仕様書等を添付した者のみ入札参加資格があると認めるものとする。

また、入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立医科大学担当者に説明し、協議に応じる義務を負うものとし、また、納入仕様書等が入札説明書に示す仕様書等の性能等を満たさない場合は、提出した納入仕様書等の内容を変更することに応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに納入仕様書等の内容変更に応じない者のした入札は、落札決定の対象としない。

(3) 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式3）を令和4年10月25日(火)午後5時までに下記5の(1)に示す場所に提出すること。

なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること。）。

また、納入実績による免除申請者は、上記(1)ウに契約細則第9条第1項第2号（別記1）に該当する実績を記載すること。

5 入札書の提出期限等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先

福島県福島市光が丘1番地

福島県立医科大学 教育研修支援課 助産師養成課程設置準備室（8号館5階）

電話番号 024-547-1809

なお、入札説明書は公立大学法人福島県立医科大学公式ホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 入札説明会

入札説明会の開催は、予定しておりません。

(3) 資格確認申請書及び入札保証金納付免除申請書の提出期限及び提出場所

令和4年10月25日(火)午後5時

福島県立医科大学 教育研修支援課 助産師養成課程設置準備室（8号館5階）

(4) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和4年11月9日(水)下記(5)にある開札時刻

なお、郵送による入札は、不可とする。

(5) 開札の日時及び場所

令和4年11月9日(水)午前10時30分

公立大学法人福島県立医科大学 学術情報センター 1階会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し

イ 委任状(様式5) ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、調達物品の価格から算定した借入期間内における賃貸借料、保守料及び使用料(以下「賃貸借料等」という。)のほか、輸送費、保険料等、納入に要する一切の諸経費及び機器設置等の準備作業経費(以下「準備作業経費」という。)を含めて見積もることとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、日付、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第8条第3項に規定す

る有価証券を提出することができる。

- (3) 契約細則第9条第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付する者は、福島県立医科大学担当者から指示があった場合、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (6) 初回入札が無効(ただし、下記12の(5)～(7)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (7) 開札に立ち会う場合に持参する物
  - ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)及び名刺  
(必要に応じて提示・提出を求めることがあります。)
  - イ 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)又はその写し
  - ウ 再度の入札に使用する印鑑
  - エ 委任状(様式5)(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)
  - オ 予備の入札書用紙(様式4)及び見積書用紙(様式6)

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札説明書等に関する質問書(様式7)により令和4年10月18日(火)午後5時までに関係職員に説明を求めることができる。  
公立大学法人福島県立医科大学は、公式ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 1 2 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない

い入札又は後発の入札

(9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(10) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は公立大学法人福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

### 1.3 落札者の決定方法

(1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、契約細則第23条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第31条第1項第6号の規定により随意契約をすることができる。

### 1.4 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号（別記2）に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 契約細則第39条第1項（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 1.5 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する賃貸借契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

## 1 6 契約条項

別紙契約書（案）及び契約細則による。

## 1 7 準備作業経費、賃貸借料等の月額の計算等

### （1）準備作業経費の支払

当該調達物品の準備作業経費については、下記（3）の賃貸借料等の総額（税込）に含めるものとする。

### （2）賃貸借料等の月額の計算

賃貸借料等は、機器の設置を設置期限日前に完了した場合でも、上記2の（3）の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

賃貸借期間に1か月未満の端数を生じる場合は、賃貸借料等を当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出するものとする。

### （3）賃貸借料等の月額の計算における端数処理

賃貸借料等の月額は、賃貸借料等の総額（税込）を賃貸借期間中の月数（以下「賃貸借月数」という。）で除した額（以下「平均賃貸借料等月額」という。）とし、平均賃貸借料等月額又はその取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料等の総額（税込）から消費税を除いた額を賃貸借月数で除した額とそれに係る消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料等月額以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の賃貸借料等とする。

また、その場合は、賃貸借料等の総額（税込）から調整月額料に賃貸借月数を乗じた額を減じて得た額を賃貸借期間の最終月の賃貸借料等に加算するものとする。ただし、調整月額料によって算出された最終月の賃貸借料等に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 1 8 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 9 本件調達契約に関する事務を担当する課

上記5の（1）と同じ。

## 別記1

### 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

#### （目的）

第1条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成18年4月1日基本規程第15号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

#### 第2条～第8条

（略）

#### （入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- （1）競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3）試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 別記2

### 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

#### （契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| （1）福島県債証券            | 額面全額       |
| （2）国債証券              | 額面全額の10分の8 |
| （3）地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の10分の8 |
| （4）理事長が確実であると認める社債権  | 時価の10分の8   |